

??東京電力からの請求書類に困っていませんか??

量が多いことに驚かないで!!

突然送付されてきた請求書類の分厚さを見て、皆さんびっくりされたと思います。私たち弁護士も、その厚さに本当に驚きました。ただ、絶対に、適当に書いて出したりしないでください。内容や書き方について「ちょっと聞いてみようかな」と思ったら、弁護士までお電話ください。

急ぐ必要はありません!!

東電の請求書には「2か月以内に請求書を提出してほしい」と書かれていますが、これは東電の事務処理上の都合で、法的な根拠はありません。2か月を過ぎても請求できるので焦らないでください。法的には、原発事故から3年後の平成26年3月11日までは請求可能と考えて大丈夫です(その後も可能かは、損害の内容によります)。

一度合意すると追加請求できなくなる恐れがあります!!

請求書の書式に従って合意してしまうと、後から思い出した損害について追加請求できなくなる恐れがあります。後から送付されてくる「合意書」に「今後、異議・追加の請求は申し立てません」という文言があったら、提出する前に弁護士に相談してください。

書く場所がわからなかったら「その他請求」へ!!

離れて避難しているご家族との電話料金が事故前に比べてかなり増えている方も多いと思います。また、避難先での生活のため、新たに購入せざるを得なかった家電製品もあると思います。

これらについては、原発事故がなければ払う必要のなかった損害と考えられますので、弁護士のアドバイスを受けながら「その他請求」欄に記載して請求してみましょう。

領収書がないと請求できないの?

そんなことはありません。購入したときの費用を思い出して請求しましょう。

領収証の原本を提出しなきゃならないの!?

東電は膨大な請求書類を受け取りますし、東電にとっても慣れない事務処理です。紛失の危険や、必要になったときに迅速に原本を返却してくれない危険もあります。原本を提出するときは、必ずお手元にコピーを残しておいてください。

賠償は始まったばかり。解決を焦らないで!!

自宅に帰れる時期が来ると、恐らく、自宅の除染費用・修繕費用や家財道具の賠償はもちろん、不動産の価値の減少・減失分の賠償など、皆さんが日常生活を取り戻す上で非常に重要かつ高額な問題が現実化してきます。東電による賠償は始まったばかり。焦りは禁物です。

「世帯の権利」ではなく「個人の権利」です!!

東電に対する損害賠償請求権は、「世帯の権利」ではなく「個人の権利」です。東電の請求書は世帯毎になっていますが、これは東電の事務処理の都合です。

「個人の権利」と考えると、解決方法にも色々なバリエーションが見えてきます。皆さんの家族構成や現在の生活状況に即した柔軟な解決方法が見付かるかもしれません。

正しい情報を知り、自分の意思を大切にしましょう!!

皆さんは、自分の意思に反して強制移住を強いられていると言っても過言ではありません。意思に反してこれだけの仕打ちを受けているのですから、あとは自分の気持ちや考え方を大切にしても良いはず。たくさん請求したいと思うのも自由、控え目の請求で早く終わらせたいと思うのも自由。弁護士は皆さんの気持ちを尊重します。

自主避難者の方へ

8月5日に中間指針を発表してから動きがなかった原子力損害賠償紛争審査会が、9月21日に再開されました。

喫緊の課題は、自主避難者の方々に対する賠償問題です。

審査会が発表する指針は、法的に権利義務関係を確定するものではなく、東電に対して賠償義務の最低ラインを明示するものと考えて良いと思います。ですので、指針がないからと言って自主避難者の皆さんの損害賠償請求権が奪われるものではありませんが、ただ、指針に記載されると救済が迅速かつ確実になることは間違いありません。

まずは、皆さんの賠償に関する適切な指針が示されるよう審査会に働き掛けることが我々弁護団の大きな仕事です。是非、皆さんの生の声を弁護士にお聞かせください。

原子力損害賠償群馬弁護士団(略称「ぐんま弁護士団」)からのお知らせ

平成23年9月15日、群馬弁護士会の有志により、原子力損害賠償群馬弁護士団を発足しました。弁護士団のメンバーは、52名です(10月1日現在)。そのほとんどが20代後半から30代の若手弁護士です。弁護士団事務局の連絡先は以下のとおりです。

前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル303号 新前橋法律事務所内
電話番号027-251-7871

群馬弁護士団は、何をしてくれるの？

【相談】東電に対する請求書の書き方、何を請求できるのか、どのような請求方法が良いかなど、皆さんからの相談をお受けします。

【請求・交渉の代理】皆さんの代理人として、東電に対する請求書の作成・提出、交渉などを行います。担当弁護士が窓口となって交渉を行いますので、皆さんは、東電の担当者や顧問弁護士とお金に関する難しい話をせずに済みますし、知らない間に不利な内容が押し付けられるような心配もなくなります。

【原子力損害賠償紛争解決センターへの申立代理】皆さんの代理人として、紛争解決センターへの申立書の作成・提出、交渉などを行います。こちらも担当弁護士が窓口となって紛争解決センターの仲介委員と協議を行いますので、皆様さんは難しい話をせずに済みます。また、紛争解決センターは、現在のところ、郡山市と東京都に設置されていますが、そこに行く必要が生じたときも、基本的には担当弁護士が出頭しますので、皆さんの負担は相当軽減されると思います。

※ まずは東電に請求書を送り、その結果を見てから紛争解決センターに申し立てることもできますが、いきなり紛争解決センターに申し立てることも可能です。どのような手順が良いかは、請求する内容と皆様のご意向によって違ってきます。

※ 弁護士団では、将来的には訴訟も視野に入れています。ただし、今回の原発事故に関しては、1件の訴訟が全国的に非常に大きな影響を及ぼす可能性があります。そこで、弁護士団では、全国の弁護士団等と連絡を取り合いながらその時期や方法について見極める方針です。

紛争解決センターって？

せっかく分厚い請求書を書いて東電に請求したのに、東電からの回答は十分な金額ではなかったとか、東電との交渉が折り合わなかった場合、中立な立場の第三者機関である「原子力損害賠償紛争解決センター」への和解仲介の申立てができます。

紛争解決センターは、皆さんと東電の話聞いて、解決をめざしてくれる機関で、東京と福島(郡山)の2か所に設置されています。

費用は掛かるの？

- 相談は無料です。
- 正式に依頼される場合、以下の費用をご負担いただきます。
 - 【福島県から避難されている方】
 - 着手金 世帯毎に、1人目は1万円(消費税別)、2人目以降各5千円(消費税別)、未成年者は無料
 - 報酬金 交渉による妥結の場合・・・支払を受けた金額の3%(消費税別)
 - 紛争解決センターを利用した場合・・・支払を受けた金額の5%(消費税別)
 - 【群馬県内の事業者などの方】
 - 着手金 2万円(消費税別)
 - 報酬金 交渉による妥結の場合・・・支払を受けた金額の6%(消費税別)
 - 紛争解決センターを利用した場合・・・支払を受けた金額の10%(消費税別)
- 実費(交通費など)の負担は原則なし。ただし、特殊な鑑定や調査が必要になる場合は別途ご相談となります。
- ※ 「着手金」とは、依頼をお受けする段階で発生するもので、「報酬金」とは、事件の終了時に成功の度合いに応じて発生するものです。

弁護士団に電話するとどうなる？

皆さんが「弁護士団に電話してみようかな？」と思っても、いざ受話器を握ると「弁護士から難しい話をされたらどうしよう。」「上手いこと言いくるめられて高額な費用を要求されるのではないかな。」などと不安がよぎり、実際に電話を架けるのは気が重いかもかもしれません。しかし、そんな心配は一切不要です。

弁護士団事務局に電話すると、待機している弁護士又は事務職員が対応します。ここでは、皆様のお名前や連絡先などを伺うのみです。皆様から質問があれば、多少の回答は差し上げますが、細かいご相談はその電話ではご遠慮いただいています。そして、弁護士団側で担当弁護士を決め、一両日中には担当弁護士から皆様にご連絡を差し上げてご相談を伺う流れになっています。

担当弁護士は、ほとんどが20代後半から30代の若手弁護士です。みんな、気さくで頼りがいのあり、フットワークが軽く、熱意あふれる弁護士ばかりです。依頼するかは、担当弁護士の顔を見てから決めて頂いても全く構いません。

お気軽に原子力損害賠償群馬弁護士団へお問い合わせください。

027-251-7871

(平日9:00~17:00 新前橋法律事務所内)